

学校における働き方改革に関する 総合的な方策まとまる！

〈「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（素案）」～学校における働き方改革特別部会～

平成 30 年 12 月 6 日、学校における働き方改革特別部会は、上記素案をまとめ、公表した。本素案については、パブリックコメントを受け付けており、その期間は、12 月 21 日までとなっている。

素案の概要（全日教連要約・抜粋）

〈はじめに〉

- 学校における働き方改革を確実に進めるためには、教師一人一人や学校の取組も重要だが、何よりも文部科学省及び都道府県教育委員会、市区町村教育委員会等が今以上に本気で取り組むことが必要
- “子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする”という働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくのであれば、それは“子供のため”にはならない

〈第 1 章 学校における働き方改革の目的〉

- 持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、向上させるためには、教師が我が国の学校教育の蓄積を受け継ぎ、授業を改善するための時間を確保できるようにするための学校における働き方改革が急務

学校における働き方改革の実現により、教師は“魅力ある仕事”であることが再認識され、これから教師を目指そうとする者が増加し、教師自身も誇りを持って働くことができることは、子供たちの教育の充実に不可欠であり、次代の我が国を創造することに他ならない。

〈第 2 章 学校における働き方改革の実現に向けた方向性〉

- 教師の長時間勤務の是正は待たなしの状況であり、制度的な障壁の除去や学校環境の整備、慣行的に進められてきた取組の見直しの促進等、学校や教師だけでは解決できない抜本的な方策や取組を講じることが必要
- 文部科学省には、働き方改革に必要な制度改正や教職員定数の改善等の条件整備はもちろん、地域や保護者をはじめとした社会に対して「何が教師の教職としての職務であって、何が職務でないのか」の明確なメッセージを出し、学校と社会のバッファ（緩衝）としての機能を十二分に果たすことが必要

〈第 3 章 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進〉

- 「公立学校教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（中央情勢報告No23 参照）の策定は、学校における働き方改革に関する文部科学省の職責の始点であり、文部科学省はここから学校における働き方改革のための PDCA サイクルを展開し、実態把握に基づく条件整備や制度改正等の次施策を展開していく責任があることの自覚を求める
- 志ある教師の過労死等は、本人はもとより、その遺族又は家族にとって計り知れない苦痛であるとともに、児童生徒や学校にとっても大きな損失である。このような事態は決してあってはならないものであり、根絶を目指して必要な対策を実施していかなくてはならない

〈第 4 章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化〉

(1) 文部科学省が取り組むべき方策

- ・ 学校へ新たな業務を付加するような制度改正等を行う際には、学校の業務を増やさず、又は減らすようスクラップ・アンド・ビルドを原則とし、財務課との相談を経て実施する体制を徹底 等

(2) 教育委員会等が取り組むべき方策

- ・ 文部科学省が発出（平成 30 年 2 月）した「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理に係る取組の徹底について（通知）」における 13 に亘る取組（右 QR コードから確認）を推進



(3) 各学校が取り組むべき方策

- ・ 校長は一部の教職員に業務が隔たることがないように校内の分担を見直すとともに、自らの権限と責任で業務を大胆に削減（このような判断ができる管理職が人事上評価されなければならない） 等

- 【削減例】
- ・ 勝利至上主義の下で早朝等勤務時間外に行う練習の指導
 - ・ 内発的な研究意欲がないにもかかわらず形式的に続けられる研究指定校としての業務
 - ・ 地域や保護者の過度な期待に応えることを重視した運動会等の過剰な準備 等

〈第5章 学校の組織運営体制の在り方〉

- 管理職がリーダーシップをもって学校組織マネジメントを行っていくことが不可欠
- 【例】・ これまで学校及び教師が担ってきた業務の一部を家庭・地域の役割として見直す
⇒ 学校運営協議会制度の活用や地域学校共同本部との連携
- ・ 教師個人に細分化して割り振る校務分掌の在り方の見直し
⇒ 教務部と研究（研修）部の統合、教師の業務の隔たりを平準化 等
- ・ 学校事務職員の校務運営への参画を拡大
⇒ 庶務事務システムの導入、共同学校事務室の設置・活用の推進 等

〈第6章 教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革〉

- 給特法の基本的な枠組み（教職調整額の支給等）を前提した上で、教師の在校等時間の縮減のための取組を総合的かつ徹底的に推進 ⇒ 教職調整額の水準については、中長期的に検討
- 一年単位の変形労働時間制については、段階的に全体としての業務量を削減し、学期中の勤務が現在よりも長時間化しないようにした上で、休日の増加によるゆとりの想像と年間を通じた総勤務時間の短縮を目的に導入が図られるべき ⇒ 導入の前提として、長期休業期間中の業務の縮減に取り組むことが必要

〈第7章 学校における働き方改革実現に向けた環境整備〉

- (1) 教職員及び専門スタッフ等、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実
 - ・ 小学校における英語専科教師の充実
 - ・ 共同学校事務体制強化のための事務職員の充実
 - ・ 部活動指導員の配置促進 等
- (2) 勤務時間の適正化や業務改善・効率化への支援
 - ・ 登下校の安全確保のために、地域人材の協力等の体制整備
 - ・ 都道府県単位での共通校務支援システムの導入
 - ・ 学校徴収金（学校給食費を含む）の公会計化 等

〈第8章 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等〉

- 学校における働き方改革の取組状況を点数化し、評価（積極的に取り組む地方自治体を予算上支援）する制度の検討
- 3年後を目処に、教員勤務実態調査を実施し、平成28年度教員勤務実態調査結果と比較 等

中央教育審議会からのお願い

最後に、中央教育審議会として、保護者や地域の方々をお願いをしたい。子供の数が減少する中、一人一人の子供たちが保護者の宝であると同時に我が国のかげがえのない宝であると感じる時代はない。この一人一人の子供たち全てがその将来に多く羽ばたくことができるよう、教育の役割は一層重要となっている。その教育の最前線で、日々子供たちと接しながら、子供たちの成長に関わることができる喜びが大きいとはいえ、つらいことがあっても、自らの時間や家族との時間を犠牲にしても、目の前の子供たちの成長を願いながら教壇に立っている現在の教師たち。これまで我々の社会はこの教師たちの熱意に頼りすぎていたのではないだろうか。所定の勤務時間のはるか前に登校する子供たちのために、自分はさらに早朝に出勤する教師。平日はもちろん一般の社会人が休んでいる休日まで子供たちの心身の成長を願い部活動に従事する教師。子供の様子を一刻も早く共有するため、仕事をしている保護者の帰宅を待ってから面談する教師。こうした中で、教師たちは長時間勤務を強いられており、そして疲弊している。

今回の学校における働き方改革は、我々の社会が、子供たちを最前線で支える教師たちが、これからも自らの時間を犠牲にして長時間勤務を続けていくことを望むのか、心身ともに健康にその専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていくことを望むのか、その選択を問われているのである。

この答申を最後に、学校における働き方改革についての保護者や地域をはじめとする社会全体の御理解と、今後の推進のための御協力を心からお願いすることとしたい。 (原文のまま)

【学校における働き方改革に関する総合的な方策パッケージより】

- 勤務時間の上限を定める規則等の運用 ⇒ 2020年4月を予定
- 1年単位の変形労働時間制の導入 ⇒ 2021年4月を予定

※ 本素案の詳細なPDF版につきましては、右のQRコードまたは、下のURLからアクセスできます。
是非御覧ください。 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/siryu/1411603.htm



本素案は、平成29年度6月、当時の松野博一文部科学大臣からの諮問を受け、議論の末まとめられたものである。教員の長時間勤務は看過できないとし、これまでも文部科学省も前出の通知等を発出し、学校における働き方改革に必要な取組の徹底を各教育委員会に促してきたところである。

特筆すべきポイントは2点。まず、文部科学省の役割として、“社会と学校のバッファ（緩衝）となること”が明記されたこと。これまで保護者や地域への説明責任は現場主体であり、このことが取組の地域差を生み、時にトラブルの原因となっていた。これを考えると、文部科学省が現場の後ろ楯となることは非常に心強い。次に、中央教育審議会として、保護者や地域に向けたお願いが記載されたことである。これは、これまでの答申にはない異例なことで、学校における働き方改革を社会全体で推進していくという確固たるメッセージの表れである。

全日教連は、教員の長時間勤務の実態を改善し、子供と向き合う時間を確保するために、本素案の実現が必要であると考え。そのための予算確保や現場の望む施策推進等を、引き続き国会議員や関係省庁へ要望していく。また、各単位団体と協力し、現場の意見を集約する形で、パブリックコメントを発表する。